

令和 5 年 3 月 15 日

令和 4 年度栃木県議会  
第391回通常会議追加議案(1)

令和4年度栃木県議会 第391回通常会議追加議案（1）目次

追第1号議案	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	3
追第2号議案	認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について……………	5
追第3号議案	権利の放棄について……………	8
追第4号議案	あっせんの申立てに係る和解について……………	9

## 追第1号議案

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和5年3月15日 提出

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第 号

#### 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木県条例第43号）の全部を改正する。  
（趣旨）

**第1条** この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例における用語の意義は、法の例による。

（学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）

**第3条** 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、次条及び第5条に定めるものを除くほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによる。

（非常災害対策）

**第4条** 幼保連携型認定こども園は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の計画（以下「安全計画」という。）及び同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領（以下「危険等発生時対処要領」という。）において、周辺の地域の環境及び園児の特性等を踏まえた園児の安全の確保のための体制及び避難の方法等を具体的に定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに園児の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、園児等に周知しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、前項の訓練のうち避難及び消火の訓練は、毎月1回以上行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、安全計画及び危険等発生時対処要領を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

（人権の擁護等に関する措置）

**第5条** 幼保連携型認定こども園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(規則への委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

追第2号議案

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月15日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年栃木県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p><b>附 則</b></p> <p>1～5 略</p> <p><u>6 別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録証を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の1の項(1)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>			<p><b>附 則</b></p> <p>1～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の1の項(1)の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>		
略			略		
附則第5項	略	略	附則第5項	略	略
附則第6項	<u>別表の2の項(1)の保育士登録証を有する者</u>	<u>看護師等</u>			

別表（第3条関係）

1・2 略

3 施設設備

(1)～(9) 略

(10) 認定こども園において保育室、遊戯室、乳児室又はほふく室（以下「保育室等」という。）は1階に設けること。ただし、園舎が幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号に掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4～6 略

7 管理運営等

(1)～(8) 略

(9) 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

(10) 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(9)に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

(11)～(14) 略

備考 略

別表（第3条関係）

1・2 略

3 施設設備

(1)～(9) 略

(10) 認定こども園において保育室、遊戯室、乳児室又はほふく室を2階以上に設ける場合には、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年栃木県条例第43号）第7条第3項ただし書の基準を満たすこと。

4～6 略

7 管理運営等

(1)～(8) 略

(9)～(12) 略

備考 略

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 認定こども園において、この条例による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表の7の項(10)に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項(10)に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同項(9)に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

## 追第3号議案

### 権利の放棄について

次の権利の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月15日 提出

栃木県知事 福田 富一

- 1 放棄する権利 栃木県交通災害共済見舞金返還金に係る債権
- 2 放棄する金額 1,068,000円
- 3 債務者の住所及び氏名
- 4 権利放棄の理由 債務者の死亡等により、当該債権の回収が不能であるため、権利を放棄するものである。



## 追第4号議案

### あっせんの申立てに係る和解について

原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんを申し立てた東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る損害賠償の請求について、次のとおり和解するものとする。

令和5年3月15日 提出

栃木県知事 福田 富一

#### 1 相手方の住所及び氏名

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役 小早川 智明

#### 2 主な和解内容

- (1) 相手方は、栃木県に対し、損害賠償金（令和5年1月24日付けで原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解契約書（全部）（案）に記載の損害項目に限る。以下同じ。）として金9,990,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、栃木県に対し、(1)の損害賠償金を本和解に係る契約書原本受領日の翌日から14日以内に支払う。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、栃木県が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、栃木県は相手方に対して別途請求しない。
- (5) 和解の費用は、各自の負担とする。